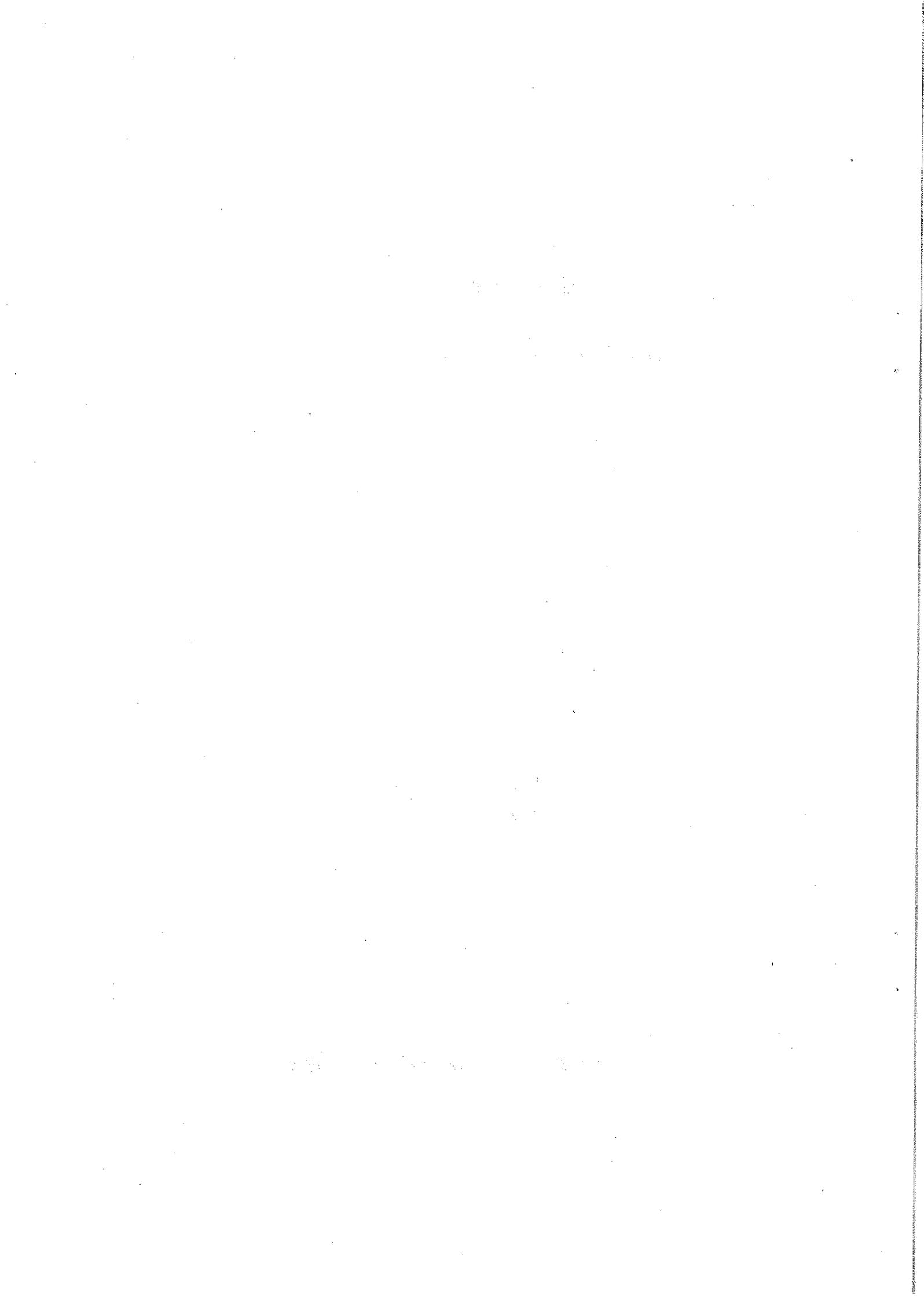


中小企業新事業活動促進法ガイドブック

～経営革新計画の申請手続き等について～

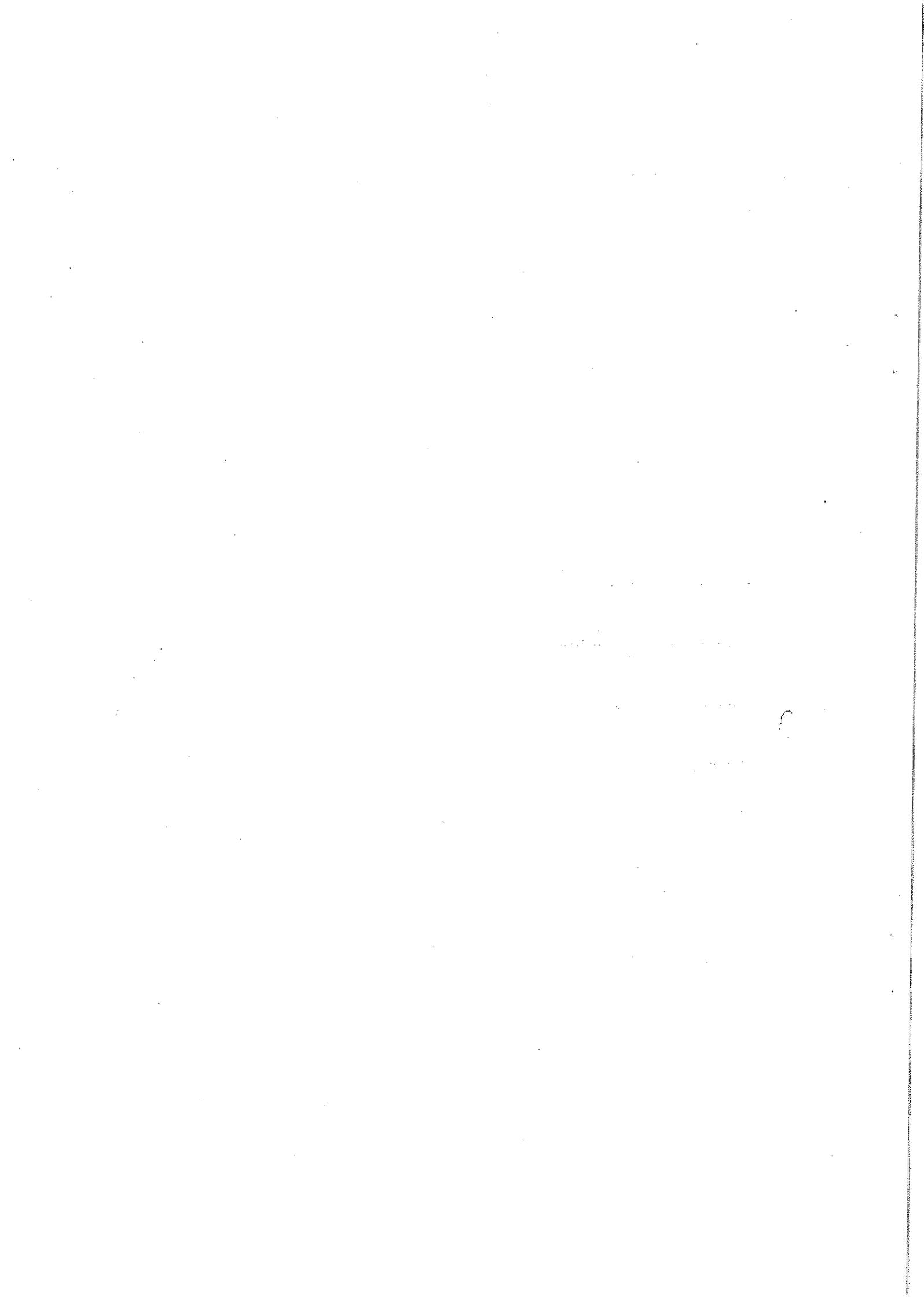
平成28年5月

千葉県商工労働部経営支援課



目 次

1. 中小企業新事業活動促進法の概要	1
2. 計画の承認手続き（流れ図）	2
3. 経営革新計画の実施主体について	3
4. 経営革新計画の内容について	4
5. 経営革新計画の経営目標について	5
6. フォローアップ調査について	6
7. 本法に基づく支援策の概要	6
8. 経営革新計画の申請窓口について	3 0
9. 経営革新計画の承認申請書類一覧	3 1
10. 申請書様式及び記載要領等	3 2
記載要領	4 7
記入に当たっての留意点	4 9
計画実施主体ごとの申請書の書き方	5 0
お問い合わせ	5 2



1. 中小企業新事業活動促進法の概要

1. 法律の目的、特徴

中小企業新事業活動促進法においては、その第1条において、「この法律は、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」とされております。

また、本法は、事業者が策定する経営革新計画を支援するために、以下のような特徴を持った制度となっております。

・全業種での経営革新を幅広く支援

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新(新たな事業活動による経営の向上)を全業種にわたって幅広く支援します。

・柔軟な連携体制で実施

経営資源・得意分野に限りのある中小企業の経営革新には、他者との柔軟な連携関係を最大限活用することが不可欠です。このため、中小企業単独のみならず、異業種交流グループ、組合等との多様な形態による事業活動を支援します。

・経営目標の設定

事業者が経営の向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力が促がされる制度です。

支援する行政側でも、計画実施中に、対応策へのアドバイス等を行い、フォローアップを実施します。

経営革新とは：

事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること

新事業活動とは：

新商品の開発や生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す

2. 計画の承認手続き（流れ図）

経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続きが必要です。

1. 県等への問い合わせ

- ・対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続、申請窓口、支援措置の内容等、ご相談下さい。なお、案件によっては、県ではなく、国の地方機関等、あるいは本省が窓口になることもありますので、まずは、その点をご確認下さい。



2. 必要書類の作成、準備

- ・経営革新計画承認申請書（県、国の地方機関等に用意してあります。）
- ・申請書への記載（経営革新計画を策定の上、申請様式に従って記入して下さい。）
- ・申請書作成については、（公財）千葉県産業振興センターでアドバイスを行っています。



3. 県、国の地方機関等への申請書の提出

- ・申請書提出先は、申請者の形態等によって決定されます。
- ・本法に関連する債務保証、融資、補助金等を利用する場合には、計画申請と並行して、当該関係機関と密接な連絡をとることが適当です。



4. 知事、国の地方機関等の長の承認

- ・その後、支援機関等による審査を経た上で、助成措置等が決定されます。
- ・計画開始後、フォローアップのために、計画進捗状況調査等が行われます。

お問い合わせ先

- ・千葉県商工労働部経営支援課
経営支援班 電話：043-223-2712
千葉市中央区市場町1-1（県庁本庁舎14階）
- ・公益財団法人千葉県産業振興センター
経営支援部 総合支援室（チャレンジ企業支援センター）
電話：043-299-2907
千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23F

3. 経営革新計画の実施主体について

まず、支援を受ける前提として、事業者においては、経営革新計画を策定し、県あるいは国の機関の承認を受ける必要があります。

経営革新計画の実施主体は、以下のように、様々な形態があり、その何れの形態でも申請することができます。

- ・単独の中小企業者

中小企業者が1社ごとに申請します。

- ・複数の中小企業者

任意グループ等の複数の中小企業者が共同で計画を策定し、申請することができます。なお、この場合、代表となる会社を決定しなければなりません。(代表会社は3社以内)代表会社が参加個別企業の申請書を取りまとめた上、提出して下さい。

- ・単一の組合

組合が、組合の全部あるいは一部の構成員等による申請書を取りまとめた上、申請して下さい。

- i) 協業組合、企業組合、事業協同組合・商工組合(出資)等単独の場合

- イ 協業組合、企業組合は単独の中小企業者と同様に申請します。

- ロ 事業協同組合・商工組合等が構成員を含まない組合本体の共同事業について経営革新を行う場合は、実施主体は組合のみとなり、単独の中小企業者と同様の申請を行います。(本法では、このような場合、組合も1社として取り扱われます。)

- ii) 事業協同組合・商工組合等が組合員と組合自体の両方が実施主体となる場合
(実施主体は組合及び組合員)

- 組合等の組合員の全部又は一部が組合と共に計画を作成する場合は、組合は、参加するそれぞれの組合員の計画(仮に4社参加する場合には4社分)と組合自体の計画(1社分として扱われる)を取りまとめ、合計5社分の総括表を作成し、申請します。

- iii) 事業協同組合・商工組合、社団法人等が組合員等の参加企業分を取りまとめて申請する場合(実施主体は組合員で、組合・社団法人等は単なる取りまとめ)

- 組合等の全部又は一部の組合員等が実施する場合は、それぞれの計画(仮に4社参加する場合には4社分)を取りまとめ、4社分の総括表を作成し、申請します。

4. 経営革新計画の内容について

経営革新計画の承認を受けるためには、以下の内容に沿った計画である必要があります。

1. 承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな事業活動によって経営の向上に大きく資するものであり、概ね、以下の4種類に分類されます。

①新商品の開発又は生産

②新役務の開発又は提供

③商品の新たな生産又は販売の方式の導入

④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

2. このような「新たな事業活動」については、多様なものが存在しますが、「新たな事業活動」とは、個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象とします。

ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。

3. 知的財産の活用等の先進的な取組から、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とします。

4. 承認にあたっては、各都道府県、国の地方機関等が、申請内容に沿って承認すべきか否か判断することとなります。

5. 経営革新計画の経営目標について

1. 経営革新計画の計画期間について

承認の対象となる経営革新計画の計画期間は3年間から5年間です。

2. 経営目標の指標について

申請書の別表1に記載する経営の向上の程度を示す指標としては、以下の(1)、(2)の両方の目標値が必要になります。

(1) 付加価値額又は一人当たりの付加価値額、

- ア 3年計画の場合、計画終了時において9%以上
- イ 4年計画の場合、計画終了時において12%以上
- ウ 5年計画の場合、計画終了時において15%以上

- 1. 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
 - 2. 一人当たりの付加価値額＝付加価値額 / 従業員数

(2) 経常利益

- ア 3年計画の場合、計画終了時において3%以上
 - イ 4年計画の場合、計画終了時において4%以上
 - ウ 5年計画の場合、計画終了時において5%以上
- いずれも計画終了時の利益は黒字計上が必要です。

- 3. 経常利益＝営業利益－営業外費用（支払利息、新株発行費等）

(3) 付加価値額、経常利益の伸び率の計算方法

A：申請直近期末値

B：計画終了年期末値

$$\text{伸び率 (\%)} = (B - A) \div |A| \times 100$$

注：|A| は絶対値を示す

6. フォローアップ調査について

新事業活動促進法においては、計画が承認された後、承認した県または国は、承認された計画に対して進捗状況に関する調査を行うこととしております。

計画が承認された事業者においては、本調査に対応して下さい。

なお、本調査は、県又は国が補助金等の支援策を検討する上で、重要な参考となります。

7. 本法に基づく支援策の概要

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。なお、詳しくは、県の担当部局、国の地方機関等にご相談下さい。

- 1 県制度融資（挑戦資金）
- 2 政府系金融機関による低利融資制度
- 3 その他低利融資制度（商工中金）
- 4 中小企業信用保険法の特例
- 5 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 6 高度化融資制度
- 7 特許関係料金減免制度
- 8 販路開拓コーディネート事業
- 9 ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成）
- 10 ちば中小企業元気づくり助成事業（新商品・新技術・特産品等開発助成）

また、経営革新計画の承認とは無関係に受けられる経営革新に有益な施策も掲載しておりますので、参考にしてください。

なお、計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画承認を受けた後、各支援機関等における審査が必要となります。

申請者は、計画の申請と同時に希望する支援機関において事前に相談を行ってください。

本法に基づく支援策に関して

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置を活用することができます。

但し、計画の承認は、支援措置を保証するものではありませんので、計画の承認後、利用を希望する支援策の申請先である支援機関の審査が必要となります。

計画実施段階において問題が生じた場合、県経営支援課もしくは公益財団法人千葉県産業振興センターにご相談下さい。

千葉県産業振興センターでは、経営面や技術面をはじめ、ヒト、カネ、ノウハウに係る相談等に対し、専門家を派遣し、助言等を行っています。

また、本法承認企業だけに対する支援策ではありませんが、一般の中小企業施策で経営革新事業を行うにあたり、効果的なものも併せて説明しております。

是非、積極的にご活用下さい。

支援策の目次

○ 経営革新計画の承認に基づく支援策

- ・ 「県制度融資（挑戦資金）」・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・ 「政府系金融機関による低利融資制度」・・・・・・・・ 10
- ・ 「その他低利融資制度（商工中金）」・・・・・・・・ 12
- ・ 「中小企業信用保険法の特例」・・・・・・・・・・・・ 13
- ・ 「中小企業投資育成株式会社法の特例」・・・・・・・・ 14
- ・ 「高度化融資制度」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ・ 「特許関係料金減免制度」・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ・ 「販路開拓コーディネート事業」・・・・・・・・・・・・ 17
- ・ 「ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成）」・・・ 18
- ・ 「ちば中小企業元気づくり助成事業
（新商品・新技術・特産品等開発助成）」・・・・ 19

○ 経営革新計画の承認とは無関係に受けられる、経営革新に有益な施策

- ・ 「窓口相談・専門家派遣」・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ・ 「取引開拓支援」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ・ 「公設試験場等の支援」・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・ 「情報発信」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・ 「専門家継続派遣事業」・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 「起業支援ファンド」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ・ 「中小企業成長支援ファンド」・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 「創業期にある企業への支援」・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ・ 「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」・・・ 29

県制度融資（挑戦資金）

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容：中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」に従って行う事業に必要な設備資金、運転資金について下記要件に従って融資を行います。

(1) 貸付利率

貸付期間	3年以下	年1.4%
	3年超—5年以下	年1.6%
	5年超—7年以下	年1.8%
	7年超	年2.0%

<※28年4月現在>

(2) 貸付限度額

1億円以内
(運転資金は5,000万円以内)

(3) 貸付期間

設備資金：10年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

(4) 保証人等

法人代表者以外原則不要、必要に応じて信用保証協会保証
(経営革新関連保証 0.68%)

貸付を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に各金融機関の金融審査を受けることが必要です。また、保証協会の保証を付する場合は、保証協会の審査を受けることが必要です。

なお、経営革新計画の承認は、貸付を保証するものではありません。

問い合わせ先 千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室
043-223-2707

※ 最寄りの取扱金融機関、商工会議所、商工会でもお問い合わせに
応じています。

政府系金融機関による低利融資制度

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容：

(1) 貸付利率

特別利率を適用（土地に係る資金（利率）を除く。）

<日本公庫：中小企業事業>

特別利率③（雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、特別利率③-0.1%）

特別利率限度額 2.7億円

ただし、融資の利率については、信用リスク、融資期間等に応じて決まります。なお、2.7億円を超えて7.2億円まで基準利率でご利用いただけます。

<日本公庫：国民生活事業>

特別利率C（雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、利率低減措置があります。）

特別利率限度額 7,200万円

(2) 貸付限度額

<日本公庫：中小企業事業>

個人又は法人：設備資金 7.2億円（うち運転資金 2.5億円）

<日本公庫：国民生活事業>

個人又は法人：設備資金 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

(3) 貸付期間

<日本公庫：中小企業事業、国民生活事業とも同じ>

設備資金：原則15年以内（特に必要な場合は20年以内）

（うち据置期間2年以内）

運転資金：原則 5年以内（特に必要な場合は7年以内）

（うち据置期間1年以内：特に必要な場合は3年以内）

※ 金利については固定金利ですが、借入の時期等により改定されます。

※ 貸付を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に日本公庫の審査を受けることが必要です。

なお、経営革新計画の承認は、貸付を保証するものではありません。

※ 担保等及び問い合わせ先…次ページをご覧ください。

(4) 担保等について

〈日本公庫：中小企業事業〉

- ① 担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。
- ② 直接貸付において一定の要件を満たす場合には経営責任者の方の個人補償を免除または猶予する制度をご利用いただけます。(注)
(注)一定の要件を満たす場合本制度の貸付利率が免除されます。

〈日本公庫：国民生活事業〉

- ③ 融資に際しての保証人、担保(不動産、有価証券等)等については、ご希望を伺いながらご相談させていただきます。
- ④ 担保(不動産、有価証券等)の提供を不要とする融資をご希望の方に対し、原則として、法人の方は無担保、代表者の方のみの保証。個人の方は無担保、無保証人での融資をお取り扱いしています。また法人の方を対象に一定の要件を満たす場合には、代表者の保証加入を免除する措置があります。

※上記①における無担保貸付、又は②を利用する場合には、所定の利率が加算されます。

※上記③、④を利用する場合には、お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。

問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫	千葉支店	中小企業事業	043-243-7121
	千葉支店	国民生活事業	043-241-0078
	松戸支店	国民生活事業	047-367-1191
	船橋支店	国民生活事業	047-433-8252
	館山支店	国民生活事業	0470-22-2911

その他低利融資制度（商工中金）

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合

支援内容：

(1) 貸付利率

商工中金のプライムレート及び優遇レートに担保条件、財務条件によって所定の利率が上乘せされます。

優遇レートを利用する場合の適用限度 3 億円。

(2) 貸付限度額

制限はありません。（但し、優遇レートを利用する場合は 3 億円以内）

(3) 貸付期間

設備資金：原則 15 年以内

（うち据置期間 2 年以内）

運転資金：原則 5 年以内（うち据置期間 1 年以内）

但し、実情に依り 7 年以内（特に必要な場合は 3 年以内）

※ 金利については、借入の時期等により改定されます。

※ 貸付を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に別途金融審査を受けることが必要です。

なお、経営革新計画の承認は、貸付を保証するものではありません。

(株)商工組合中央金庫 千葉支店 043-248-2345
松戸支店 047-365-4111

中小企業信用保険法の特例 (信用保証の特例)

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容：

(1) 普通保証等の別枠設定

金融機関から借入れる承認経営革新事業資金に関し、保証限度額の別枠を設けています。

(保証限度額)	通常	別枠
普通保証	： 2億円以内	2億円以内(組合は4億円以内)
無担保保証	： 8,000万円以内	8,000万円以内
無担保無保証人保証	： 1,250万円以内	1,250万円以内

※なお、「無担保無保証人保証」においては、小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の企業あるいは個人)のみが対象となります。

(2) 新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用)について、保証限度額を引き上げております。

通常	2億円以内	→	3億円以内
(組合の場合、)	4億円以内	→	6億円以内)

※ 本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認とは別に金融機関、信用保証協会の審査を受けることが必要です。

経営革新計画の承認を受けて、本制度を利用する予定の方は、申請前に、金融機関又は信用保証協会にご相談下さい。

他の支援策による別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。

問い合わせ先

千葉県信用保証協会	本店	043-221-8111
	松戸支店	047-365-6010

中小企業投資育成株式会社法の特例

(投資の特例)

- 対象者：(1) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者のうち、資本金が3億円を超える株式会社
- (2) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者によって経営革新事業を行うために設立される株式会社であって、資本金が3億円を超えるもの

通常、投資育成株式会社の事業の対象となるのは、資本の額が3億円以下の企業に限られますが、承認経営革新計画に従って、経営革新のために資金の調達を図る場合、資本の額が3億円を超える場合であっても、中小企業投資育成株式会社の事業の対象とします。

また、本特例制度により中小企業投資育成株式会社の投資事業の対象となった株式会社は、中小企業投資育成株式会社の行う追加投資事業及びコンサルテーション事業等（経営革新事業以外についても対象）の対象とします。

(1) 投資事業

- ① 会社の設立に際し発行される株式の引受け事業
- ② 増資新株の引受け事業
- ③ 新株予約権の引受け事業
- ④ 新株予約権付社債等の引受け事業

(2) 育成事業（コンサルテーション事業）

投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債を保有している投資先企業からの依頼に応じ、効果的育成が図られるよう、経営管理又は技術の状況に応じ適切な指導を行う。

問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社 03-5469-1811

高度化融資制度

対象者：経営革新計画事業に基づき高度化事業を実施する組合等

支援対象： 中小企業の組合等が承認を受けた経営革新計画に従って実施する以下の高度化事業が融資の対象となります。

高度化融資制度は、通常は有利子ですが、経営革新計画の承認を受けた組合等については、無利子になります。

なお、計画承認を受けた4社以上の任意グループが下記（5）「経営改革事業」を行う場合には、組合同様に対象となります。

高度化事業の主な内容は、以下のとおりです。

- (1) 集団化事業 生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。
- (2) 施設集約化事業 工場などが1つに集まって、設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
- (3) 共同施設事業 物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。
- (4) 設備リース事業 1社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買い取り予約付でリースします。
- (5) 経営改革事業 新商品・新技術開発や情報収集を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置します。
- (6) 企業合同事業 中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図ります。

上記以外の事業もありますので、お問い合わせください。

金利 : 無利子（通常は、年0.65%）

償還期限： 20年以内であって、千葉県が適当と認める期限
（4）の設備リース事業については当該設備の耐用年数以内）

据置期間： 3年以内（（4）の設備リース事業は1年以内）

融資割合： 80%以内

問い合わせ先 千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室

043-223-2786

中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 地域振興企画課

03-5470-1528

特許関係料金減免制度

対象者：経営革新計画のうち技術開発に伴う研究開発事業の成果に係る特許申請等を行う中小企業者

（経営革新計画開始から終了後2年以内の特許申請等が対象）

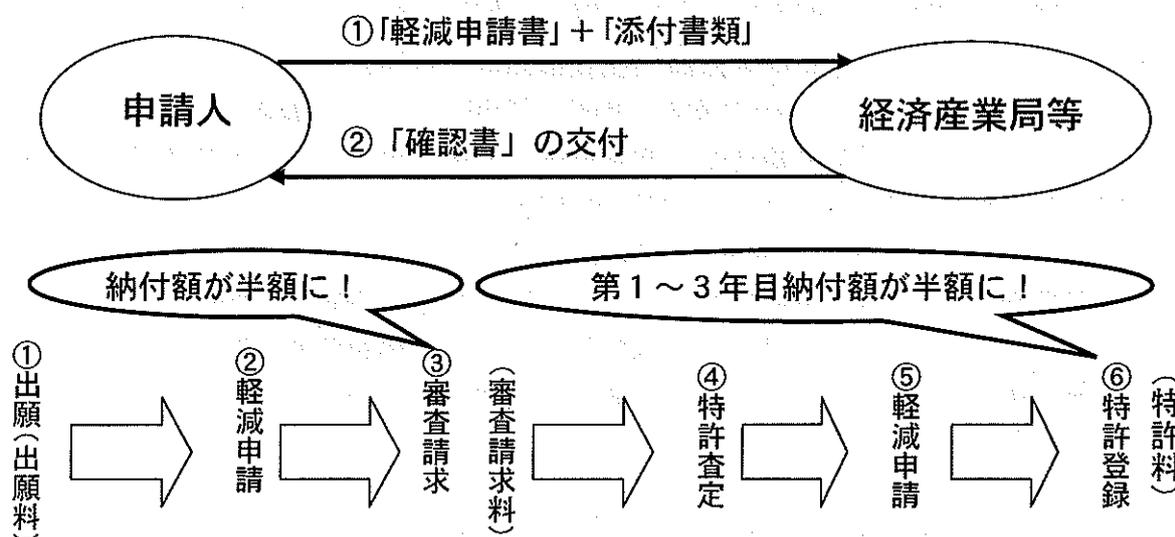
※なお、既に経営革新計画の承認を受けている中小企業者においても、今後、審査請求又は特許登録を行う場合にも対象となります。ただし、既に納付している料金についての還付はありません。

支援内容：以下の特許関係料金について半額軽減

- (1) 審査請求料
- (2) 特許料（第1～3年分）

軽減申請の流れ

- (1) 各経済産業局に対し「審査請求料（又は特許料）軽減申請書」と「添付書類（経営革新計画承認証等）」を提出します。
- (2) 局にて審査後、承認されると確認書が交付されます。
- (3) 交付された確認書の確認書番号を記載し、「審査請求書（又は特許料納付書）」を特許庁に提出します。



問い合わせ先 経済産業省 産業技術環境局 産業技術政策課

03-3501-1773

特許庁 総務部 総務課

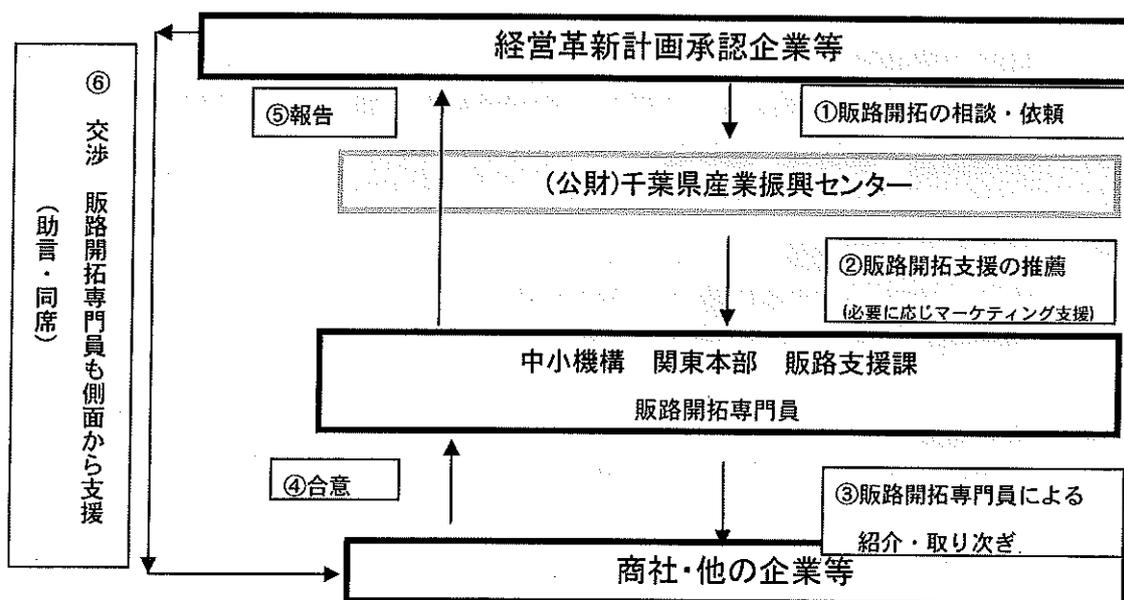
03-3581-1101 内線 2105

販路開拓コーディネート事業

対象者：経営革新計画の承認を受けて開発した、新商品等の販路開拓先を希望している中小企業者・組合等

支援内容：大規模なマーケットである東京圏・大阪圏をターゲットとして、市場化・事業化を促進する制度です。

東京・大阪の中小企業基盤整備機構の支部に商社OB等の販路開拓の専門家を配置し、経営革新計画承認企業などが開発した新商品等を、商社・企業などに紹介し、または取り次ぎを行い、具体的な販路開拓活動を支援します。



問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 関東本部 販路支援課
03-5470-1638
公益財団法人千葉県産業振興センター
043-299-2907

ちば中小企業元気づくり助成事業 (市場開拓助成)

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者、連携体及び組合

支援内容：

(1) 補助対象事業

ア ビジネスフェア等展示会出展事業

経営革新計画で位置づけした新商品、新技術、新サービスを国内で開催されるビジネスフェア、見本市、商談会等に出展する事業

イ 市場調査事業

経営革新計画で位置づけした新商品、新技術、新サービスの市場性を調査する事業

(2) 補助対象経費

ビジネスフェア等出展：小間代、会場整備費、搬入・搬出費など
市場調査：委託費、事務費

(3) 補助率及び補助額

出展・調査に要する経費の2分の1以内
補助限度額1,000千円(下限200千円)

(4) 募集期間

各年度 4月1日から1ヶ月程度

問い合わせ先

公益財団法人千葉県産業振興センター 産学連携推進室
047-426-9200

ちば中小企業元気づくり助成事業
(新商品・新技術・特産品等開発助成)

対象者：経営革新計画の承認を受けた新製品・新技術に関する研究開発を行う中
小企業者、連携体及び組合

(申請時点で計画期間内であることが必要です。)

支援内容：経営革新計画で位置付けした新製品・新技術・特産品等の研究開発経
費の一部を補助します。

(1) 補助金額
5,000 千円まで

(2) 補助率
補助対象経費の1/2以内
補助金利用者においては、最低1/2以上の負担が必要です。

(3) 募集期間
各年度 4月1日から1ヶ月程度

問い合わせ先

公益財団法人千葉県産業振興センター 産学連携推進室

047-426-9200

経営革新計画の承認とは無関係に受けられる

経営革新に有益な施策

次ページ以降に記載されてある支援策は、一般の中小企業者向けではあるものの、経営革新計画に取り組む中小企業にとって、活用すると有益な支援措置等であるため、参考として載せているものです。

次ページ以降記載の支援策等

- ・ 窓口相談・専門家派遣
- ・ 取引開拓支援
- ・ 公設試験場等の支援
- ・ 情報発信（千葉県産業情報ヘッドライン）
- ・ 専門家継続派遣事業
- ・ 起業支援ファンド
- ・ 中小企業成長支援ファンド
- ・ 創業期にある企業への支援
- ・ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

窓口相談・専門家派遣

○ 窓口相談事業

対象者：創業や経営革新等の様々な経営課題を抱える中小企業者の方等

支援内容：中小企業者等の経営の活性化を支援するため、経営上の問題等についての相談窓口を開設し、公認会計士や中小企業診断士、弁護士等の専門家を活用して、適時適切な相談・助言を行うとともに、来訪が困難な場合には移動相談窓口を開設して、現地での相談業務を実施しています。

相談費用 無料

相談受付 随時

○ 専門家派遣事業

対象者：創業や経営革新等の様々な経営課題を抱える中小企業者の方等

支援内容：創業または経営革新等、経営の向上を目指す意欲があり、向上に係る目的または目標が明確な中小企業等からの要請に応じて、登録してある民間の専門家の中から適当な専門家を派遣して、診断・助言等を行うことにより、企業の抱える問題（経営、技術、人材、情報化等）の解決を支援します。

相談費用 一部受益者負担（謝金、旅費）が必要

派遣日数 2日以上15日以内

公益財団法人千葉県産業振興センターは、千葉県が行う中小企業施策を支援する実施機関の中心的立場として、中小企業の経営全般に知見を有するプロジェクトマネージャー等を配置し、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関等の他の中小企業支援機関と連携し、中小企業者の方が抱える問題に、ここに来れば問題解決の糸口が見つかるよう、窓口相談、専門家派遣のほか、情報の提供、取引支援、国際化支援等、ワンストップサービス型の支援を実施しています。

問い合わせ先 チャレンジ企業支援センター
(公益財団法人千葉県産業振興センター)
043-299-2907

取引開拓支援

○ 下請企業振興事業

対象者：受注拡大や発注先の開拓等を行う中小企業者

支援内容：取引の多角化や受注機会の拡大によって、中小企業の経営基盤の強化を図るため、

- ・受注企業・発注企業の登録及び取引のあっせん
- ・調査員等の企業訪問による受・発注の開拓
- ・受注企業と発注企業が一堂に会する広域商談会の開催
- ・インターネット等による受・発注情報の提供

などを行います。

問い合わせ先 公益財団法人千葉県産業振興センター 取引振興室
043-299-2654

○ 千葉県ものづくりの魅力発信事業

対象者：新製品の販路開拓を目指す中小企業者

支援内容：中小企業が有する優れた製品や独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定し、国内外へ広く情報を発信する。

問い合わせ先 千葉県商工労働部 産業振興課 産業技術室
043-223-2718

○ 中小企業販路開拓総合支援事業

対象者：県内に本社または事業所を有し、自社製品や新技術の開発を進める中小企業等

支援内容：

対象企業より相談を受けた販路相談員が企業が狙うべき市場や販売活動などのアドバイス、販売先の紹介等の販路開拓支援を実施する。

問い合わせ先 千葉県商工労働部 産業振興課 産業技術室
043-223-2718
公益財団法人千葉県産業振興センター 産学連携推進室
047-426-9200

公設試験場等の支援

○ 産業支援技術研究所による技術指導等

対象者：技術開発等の様々な研究課題を抱える中小企業者等

支援内容：中小企業者等からの技術相談や依頼試験等に応じるほか、技術講習会・研究発表会等を開催しています。

また、技術開発に不可欠な試験検査機器を備えて企業技術者に開放する先端技術開放試験室等を設置しています。

問い合わせ先 千葉県産業支援技術研究所 プロジェクト推進室
043-231-4326

○ 東葛テクノプラザによる産・学・官連携支援等

対象者：技術開発等の様々な研究課題を抱える中小・ベンチャー企業の方等

支援内容：総合産業支援施設として、産・学・官の研究交流を軸に、中小企業の技術力の向上と、ベンチャー企業の育成や既存企業の新分野進出に向けた研究開発・技術指導のほか、貸し研究室等を安価に提供する支援事業などを実施しています。

問い合わせ先 公益財団法人千葉県産業振興センター 東葛テクノプラザ
04-7133-0139

情報発信

○ 千葉県産業情報ヘッドライン

(中小企業経営に役立つ最新情報が満載 ホットなメールマガジン)

支援内容：(公財)千葉県産業振興センターが行う、融資や助成制度などの各種支援情報、各種公募情報、イベント情報など、中小企業の経営に役立つ情報を定期的に配信しているメールマガジンです。

主な配信情報

- ・ 融資や助成制度の案内
- ・ 国、県等の支援施策活用案内
- ・ 講演会・セミナー等、最新のイベント情報
- ・ 各種公募情報
- ・ 各種経済調査結果 等

登録方法

- ・ 登録はメールアドレスのみ
- ・ 登録・配信は無料
- ・ 千葉県ホームページ

<http://www.pref.chiba.jp/>から簡単登録

※ 携帯電話には配信できません。

問い合わせ先 公益財団法人千葉県産業振興センター 活性化支援室
043-229-1078

専門家継続派遣事業

中小企業の様々な経営課題の解決、新事業開拓等の企業目標の実現に向けて、専門家を継続して派遣し経営ノウハウ等のソフト面を中心に総合的な経営支援（※）を行い中小企業の成長発展を支援します。

※経営ノウハウ面のパートナーとして長期に伴走しながら、事業の発展・事業の進捗に応じて発生する様々な経営課題・テーマについて、タイムリーかつきめ細かな支援を行うものです。

対象者： 株式公開をめざすベンチャー企業、第2創業・新事業開拓等による経営取り組む中小企業。

支援内容： 企業の発展段階に応じた支援ニーズ、経営課題に即して、新事業開拓等の戦略的課題解決に必要な様々なテーマについて、複数の専門家のアドバイスによる総合的なハンズオン支援を行います。

効果的な支援を行うため、支援目標設定、支援計画、専門家チームの編成等をプロジェクトマネージャー等が適切な支援をコーディネートして計画的に推進します。

中小企業の育成・支援の第一線で活躍している、公認会計士、中小企業診断士、弁護士等、経験豊富な専門家が派遣されます。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 経営支援部
経営支援課

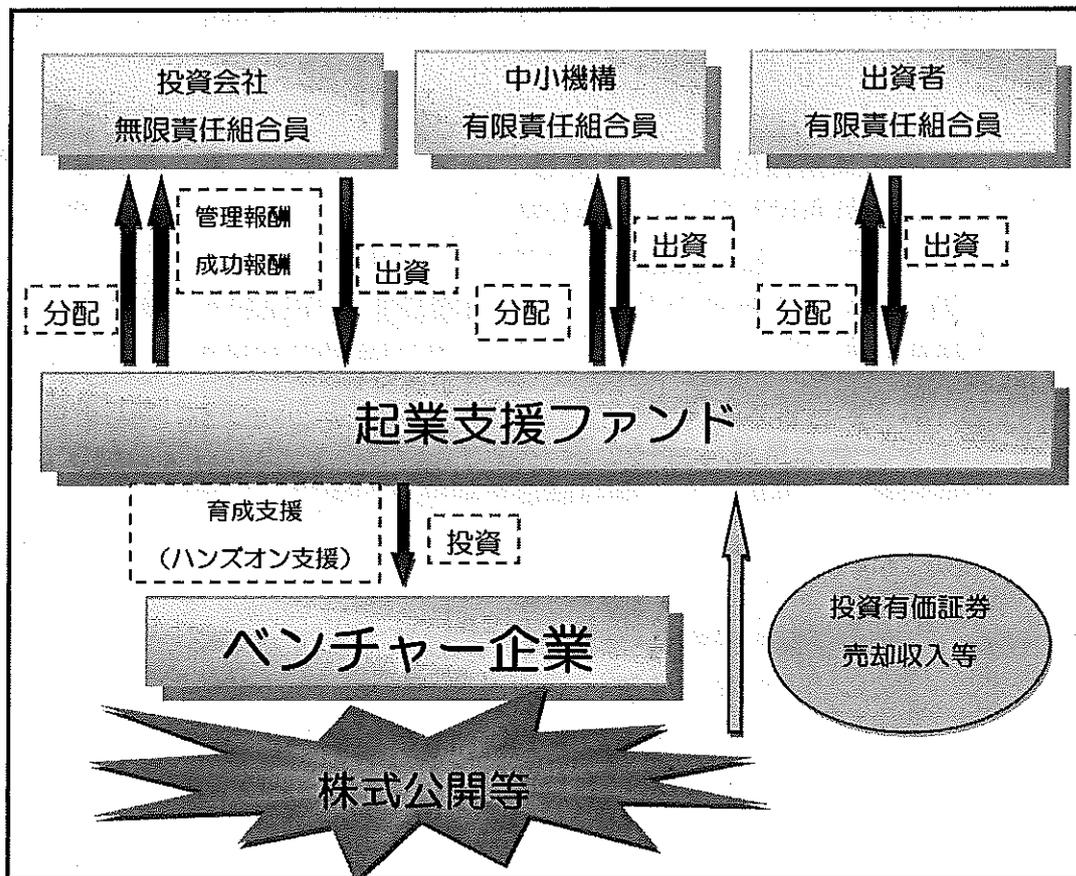
03-5470-1564

起業支援ファンド

出資事業の概要：主に創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業等への投資・経営支援を目的とした、民間の投資会社（ベンチャーキャピタル）が運営するファンド（投資事業有限責任組合）に対し、中小機構が出資を行うことにより、ベンチャー企業を資金面及び経営面から支援します。個別企業への投資判断は、各ファンドを運営する投資会社が行います。

対象者：主に設立5年未満のベンチャー企業

支援内容：ベンチャー企業に対して、投資ならびに経営支援を行います。また、事業の成長発展を促進し、株式公開等の実現をサポートします。



問い合わせ先：中小企業基盤整備機構 ファンド事業部

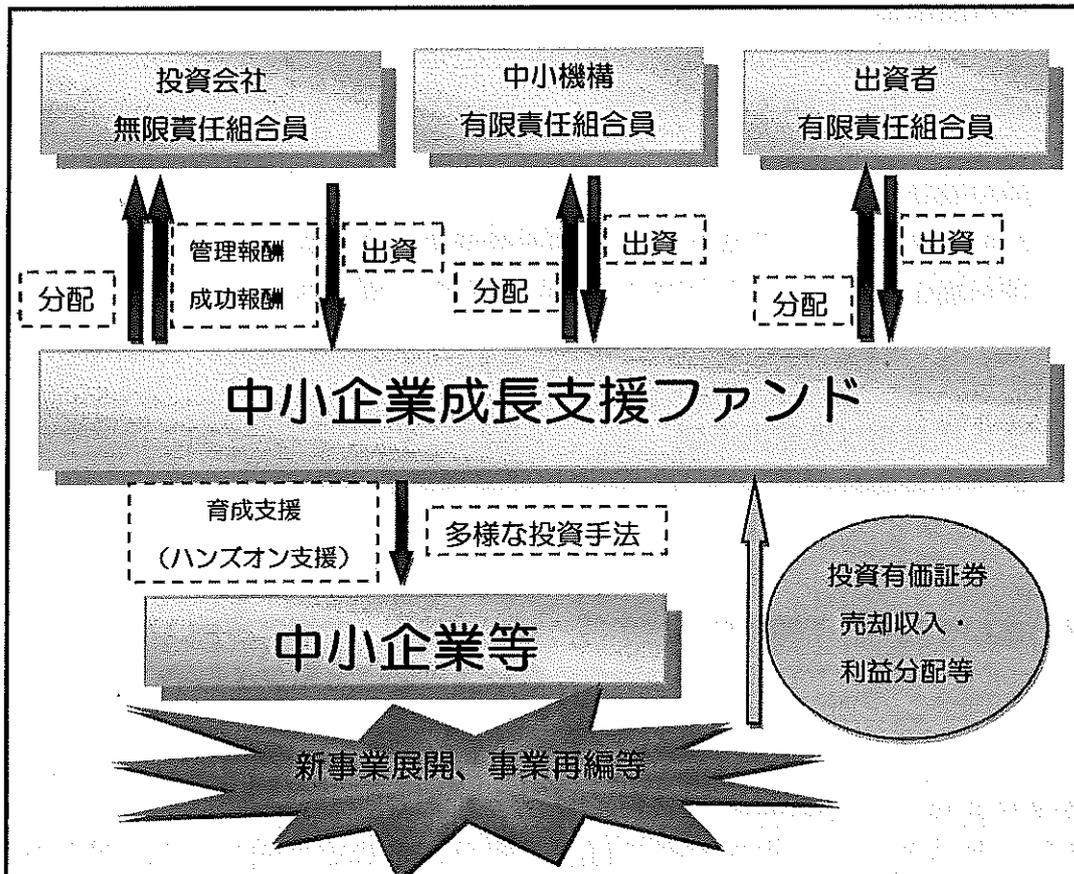
03-5470-1673

中小企業成長支援ファンド

出資事業の概要：新事業展開、転業、事業の再編、承継等により新たな成長、発展を目指す中小企業に対して、経営実態に即した多様な資金供給と踏みこんだ経営支援を行うことを目的とする民間の投資会社（ベンチャーキャピタル等）が運営するファンド（投資事業有限責任組合）に対し中小機構が出資を行うことにより、中小企業の新事業展開や事業再編等を支援します。個別企業への投資判断は、各ファンドを運営する投資会社が行います。

対象者：新事業展開、転業、事業の再編、承継等により新たな成長、発展を目指す中小企業。

支援内容：新事業展開、転業、事業の再編、承継等により新たな成長、発展を目指す中小企業に対して、投資ならびに経営支援を行います。



問い合わせ先：中小企業基盤整備機構 ファンド事業部
03-5470-1673

創業期にある企業への支援

県制度融資（創業資金）

対象者：創業又は創業後5年未満の中小企業者

支援内容：県内において創業のために必要な設備資金、運転資金について下記の要件に従って融資を行います。

(1) 貸付利率

貸付期間	3年以下	年1.1%
	3年超-5年以下	年1.3%
	5年超-7年以下	年1.5%

<※28年4月現在>

(2) 貸付限度額

2,500万円以内※
(運転資金は1,500万円以内)

(3) 貸付期間

設備資金：7年以内（うち据置期間1年以内）
運転資金：5年以内（うち据置期間1年以内）

(4) 保証人等

法人代表者以外原則不要
信用保証協会保証(創業又は創業等関連保証0.8%)

問い合わせ先 千葉県商工労働部 経営支援課 金融支援室
043-223-2707

○信用保証協会による特例

創業5年未満の中小企業であれば、上限2,500万円※まで、無担保・無保証人（その保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く）で信用保証が受けられます。（保証協会の審査があります）

※認定特定創業支援(市町村等が実施する創業に係る継続的な支援)を受けた創業者については、上限額が500万円増額されます。

中小企業・小規模事業者 ワンストップ総合支援事業

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」は、中小企業等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行っています。

- 1 「よろず支援拠点」では、売上拡大や経営改善などの様々な経営課題に対応する専門家を配置しており、中小企業・小規模事業者の経営上の悩みに親身に耳を傾け、適切な解決策を提案するとともに、成果がでるまでフォローアップします。経営上のどのようなお悩みにでも、何度でも無料で相談できます。また、必要に応じて専門家派遣を実施します。(1年度3回無料)
- 2 千葉県では、下記の機関が「よろず支援拠点」となっております。
また、サテライト相談所を開設し、中小企業・小規模事業者、創業予定者の相談に応じています。

問い合わせ先 よろず支援拠点

(公財)千葉県産業振興センター 043-299-2921

サテライト相談所

木更津市	0438-37-8700
柏市	04-7162-3311
鴨川市	04-7092-0320
佐倉市	043-484-6145
銚子市	0479-25-3111
東京ベイ信用金庫	047-703-2119
房総信用組合	0475-22-5111
山武市	0479-86-5147
成田市	0476-22-2101
白井市	047-491-0224
館山信用金庫・館山市	0470-22-8115
・南房総市・鋸南町	

8. 経営革新計画の申請窓口について

申請窓口については、以下の一覧表のとおりです。個別中小企業者による申請の場合、申請窓口は、本社所在地のある都道府県となります。

なお、この例によらない場合や組合等による申請については、県又は国の地方機関等の担当窓口へお問い合わせ下さい。

申請者	本社所在地	事業場所	申請先	分類
1社単独の場合	千葉県	千葉県または千葉県以外で活動	千葉県	県承認案件
複数社共同 (代表1社) a社(代表) b社 c社	代表a社の本店が千葉県にある場合	千葉県または千葉県以外で活動	千葉県	県承認案件
複数社共同 (代表3社) a社(代表) b社(代表) c社(代表) d社 e社 ・ ・	代表a、b、c社の本店が、すべて千葉県にある場合	千葉県または千葉県以外で活動	千葉県	県承認案件
	代表a社の本店が千葉県、b社、c社の本店が千葉県以外にあり、かつ、3社の本店が同一地方支分部局管内の場合	千葉県または千葉県以外で活動	各省庁の地方支分部局	国承認案件 (地方支分部局承認案件)
	代表a社の本店が千葉県、b社、c社の本店が千葉県以外にあり、かつ、3社の本店が同一地方支分部局管区域を越える場合	千葉県または千葉県以外で活動	各省庁の本省	国承認案件 (本省承認案件)

本県における申請窓口は、次のとおりです。

千葉県商工労働部経営支援課・経営支援班
 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (県庁本庁舎14階)
 電話：043-223-2712 FAX：043-227-4757

9. 経営革新計画の承認申請書類一覧

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 申請書（補助シートも含む） | 4部 |
| 2. 定款（法人の場合） | 1部 |
| 3. 履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は住民票） | 1部 |
| 4. 最近2期間の確定申告書一式（決算書、附属明細書を含む） | 各1部 |
| 5. 最近2期間の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書） | 各2部 |
| 6. 事業案内書（会社経歴書・パンフレット等） | 3部 |
| 7. その他経営革新計画に係る資料（図面、特許等） | 3部 |

10. 申請書様式及び記載要領等

経営革新計画の承認申請書様式及び記載要領等は、別添のとおりです。

なお、様式については「県庁経営支援課のホームページ」からダウンロードが可能ですので、ご利用ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/shiryou.html>

様式

1. 様式第1
2. 別表1～7
3. 補助シート1～3

記入上の注意

1. 記載要領
2. 記入にあたっての留意点
3. 計画実施主体ごとの申請書の書き方

様式第1

経営革新計画に係る承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 鈴木栄治 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
名 称 及 び 〇〇〇〇株式会社
代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定により、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

経営革新計画

申請者名・資本金・業種	実施体制
申請者名：〇〇〇〇株式会社 資本金：10,000千円 業種：〇〇〇〇〇〇業	特になし。 ※大学、研究機関、他企業等との連携先がある場合は記載する。
新事業活動の類型	経営革新の目標
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動	経営革新計画のテーマ：〇〇〇〇製品の量産化 1. 背景 近年、〇〇業界では、海外メーカーとの競合激化や、消費者の低価格志向などにより、〇〇製品の大幅なコストダウンや高品質化が求められている。 当社では、このようなニーズに対応するため、これまでに培った〇〇や〇〇に関する技術・ノウハウを基に、従来よりも低コストで、高品質の〇〇製品を開発し、昨年〇〇月に特許申請したところである。 今回の計画は、最新鋭の設備導入を行い量産化のための専用ラインを構築していくものである。 2. 従来製品の問題点 従来、〇〇〇、〇〇〇など〇〇〇〇製品は、・・・・・・ ・・・・・・・という工程で製造されていた。 このため、 ① 〇〇の場合、生産コストが1個当たり〇〇〇円と高く、製品コスト削減のネックとなっている。 ② 〇〇のため、〇〇精度は〇〇が限界であり、〇〇には対応できない。 ③ ・・・・・・・ ・・・・・・・ などの問題があった。 3. 当社開発製品の特徴 当社では、これまでの〇〇製品の加工技術をベースに、・・・・・・が可能な新しい〇〇製品を開発した。 この製品は、 ① 〇〇工程を省略できるため、従来製品に比べて〇〇%以上のコストダウンを図ることが可能である。 (従来品：〇〇円/個 → 当社開発品：〇〇円/個) ② ・・・・・・・の結果、〇〇精度が〇〇となる。 ③ ・・・・・・・ ・・・・・・・ などの特徴を持っている。

<p>4. 今後の事業展開</p> <p>当社が開発した〇〇製品を、〇〇をはじめとするメーカー各社に提案したところ、〇〇社への採用が決定し、〇〇年〇〇月から1か月当たり〇〇個を納入することとなった。</p> <p>また、〇〇展示会に出展したところ、〇〇社など〇〇業界以外のメーカーからも当社製品を採用したいとの引き合いが数多くきている。</p> <p>このため、当社では、本製品の増産体制を構築する必要があることから、専用ラインの設置等を通じて量産体制の構築を図るとともに、新規取引先の開拓など営業活動の強化を計画的に進めていく予定である。</p>		
<p>経営革新の内容及び既存事業との相違点</p> <p>昭和〇〇年設立の〇〇メーカーで、〇〇、〇〇や、〇〇等を主な取引先として、〇〇〇、〇〇〇等の製造・販売を行っている。</p> <p>また、〇〇事業だけではなく、これまでも利便性の高い〇〇〇〇等を開発し、積極的に販売するなど、〇〇事業で培ったノウハウをベースとした新商品開発に取り組み、積極的な販売を行ってきた。</p> <p>今回の新商品も、既存事業におけるこれまでの当社の経験・ノウハウを十分に生かして開発した商品であり、この量産体制の構築と販売の強化を通じて、当社の経営革新を図ろうとするものである。</p>		
経営の向上の程度を示す指標	現 状 (円)	計画終了時の目標伸び率 (計画期間) (%)
1 付加価値額	623,823,000	914,000,000 (46.5%) (〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月 (〇年計画))
2 一人当たりの付加価値額	5,425,000	7,430,000 (37.0%)
3 経常利益	66,475,000	256,000,000 (285.1%)

注：伸び率の計算方法

A：申請直近期末値

B：計画終了年期末値

$$\text{伸び率 (\%)} = (B - A) \div |A| \times 100$$

|A| は絶対値を示す

実施計画と実績（実績欄は申請段階では記載する必要はない。）

番 号	計 画				実 績		
	実 施 項 目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	量産体制の構築						
1-1	専用生産ラインの設置	製造原価	毎 月	1-2			
1-2	設備稼働率の向上	稼働率	毎 週	1-4			
1-3	品質保証体制の強化	不良率	毎 月	2-1			
2	販売体制の強化						
2-1	営業担当者の採用	採用数	毎 年	1-2			
2-2	新規取引先の開拓	開拓数	四半期	1-3			
2-3	展示会への出展	商談数	出展時	1-4			
2-4	営業所の増設	売上高	毎 月	2-3			

(別表3)

経営計画及び資金計画

参加中小企業者名 ○○○○株式会社

(単位 千円)

	2年前 (年月期)	1年前 (年月期)	直近期末 (年月期)	1年後 (年月期)	2年後 (年月期)	3年後 (年月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)
①売上高	2,444,210	2,570,009	2,412,047	2,500,000	3,000,000	3,350,000	3,500,000	
②売上原価	1,903,218	1,924,209	1,837,607	1,875,000	2,250,000	2,450,000	2,500,000	
③売上総利益 (①-②)	540,992	645,800	574,440	625,000	750,000	900,000	1,000,000	
④販売費及び 一般管理費	515,141	518,730	504,371	519,000	630,000	718,000	740,000	
⑤営業利益	25,851	127,070	70,069	106,000	120,000	182,000	260,000	
⑥営業外費用	3,302	3,860	3,594	4,000	4,500	4,300	4,000	
⑦経常利益 (⑤-⑥)	22,549	123,210	66,475	102,000	115,500	177,700	256,000	
⑧人件費	550,600	533,506	504,870	532,000	562,000	573,000	584,000	
⑨設備投資額	38,743	26,202	3,452	160,000	25,000	40,000		
⑩運転資金		10,000		10,000				
普通償却額	60,904	58,497	48,884	75,000	69,000	69,000	70,000	
特別償却額								
⑪減価償却費	60,904	58,497	48,884	75,000	69,000	69,000	70,000	
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	637,355	719,073	623,823	713,000	751,000	824,000	914,000	
⑬従業員数	123	115	115	118	123	123	123	
⑭一人当たり の付加価値額 (⑫÷⑬)	5,182	6,253	5,425	6,042	6,105	6,699	7,430	
⑮ 資金調達 (⑨ + ⑩)	政府系金融 機関借入	—	—	—	150,000	10,000		
	民間金融機 関借入	—	—	—	10,000		20,000	
	自己資金	—	—	—	10,000	15,000	20,000	
	その他	—	—	—				
合 計	—	—	—	170,000	25,000	40,000		

(各種指標の算出式)

「経常利益」：営業利益－営業外費用（支払利息、新株発行費等）

「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。 はい・いいえ

減価償却費にリース費用を算入しましたか。 はい・いいえ

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。 はい・いいえ

(別表4)

参加中小企業者名 ○○○○株式会社

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

(単位 円)

	機械装置名称（導入年月期）	単 価	数 量	合 計 金 額
1	○○○○機（平成○年○月期）	160,000,000	1	160,000,000
2	○○○○装置（平成○年○月期）	15,000,000	1	15,000,000
3	自動検査機（平成○年○月期）	10,000,000	1	10,000,000
4	○○○○機（平成○年○月期）	40,000,000	1	40,000,000
5				
合 計				225,000,000

運転資金計画（経営革新に係るもの）

(単位 円)

年月期	金 額	資 金 用 途
○年○月期	5,000,000	展示会出展費用
○年○月期	5,000,000	広告宣伝費
合 計	10,000,000	

注：平成○○年○○月期には決算期を記入のこと

(別表5)

組合等が研究開発事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする
負担金の賦課の基準 (単位 千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計及び その積算根拠	構成員別の賦課金額及び その積算根拠
1				
2				
3				
4				
5				

関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所印を付けてください。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有 ・ 無
東京中小企業投資育成株式会社	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
千葉県信用保証協会	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
公益財団法人千葉県産業振興センター	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
株式会社日本政策金融公庫	
支店 中小企業事業 (注)	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
支店 国民生活事業 (注)	有 ・ <input type="checkbox"/> 無

(注) 具体的な支店名を記入すること。

※ なお、この様式は、それぞれの支援策を保証するものではありません。

中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集等により公表してよろしいでしょうか。
以下の該当する項目に印を付けてください。

①企業名	<input checked="" type="checkbox"/> 可	・	<input type="checkbox"/> 否
②代表者名	<input checked="" type="checkbox"/> 可	・	<input type="checkbox"/> 否
③資本金	<input checked="" type="checkbox"/> 可	・	<input type="checkbox"/> 否
④従業員数	<input checked="" type="checkbox"/> 可	・	<input type="checkbox"/> 否
⑤所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 可	・	<input type="checkbox"/> 否
⑥電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 可	・	<input type="checkbox"/> 否
⑦経営革新計画の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 可	・	<input type="checkbox"/> 否

経営計画

別表3の「経営計画及び資金計画」のうち、経営計画を既存事業分と経営革新計画による部分とを分けて記載してください。

(単位:千円)

		2年前 (年月期)	1年前 (年月期)	直近期末 (年月期)	1年後 (年月期)	2年後 (年月期)	3年後 (年月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)
①売上高	既存事業	2,444,210	2,570,009	2,412,047	2,400,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	
	経営革新計画部分	—	—	—	100,000	400,000	750,000	900,000	
②売上原価	既存事業	1,903,218	1,924,209	1,837,607	1,800,000	1,950,000	1,950,000	1,900,000	
	経営革新計画部分	—	—	—	75,000	300,000	500,000	600,000	
③売上総利益 (①-②)	既存事業	540,992	645,800	574,440	600,000	650,000	650,000	700,000	
	経営革新計画部分	—	—	—	25,000	100,000	250,000	300,000	
④販売費及び 一般管理費	既存事業	515,141	518,730	504,371	500,000	546,000	560,000	550,000	
	経営革新計画部分	—	—	—	19,000	84,000	158,000	190,000	
⑤営業利益	既存事業	25,851	127,070	70,069	100,000	104,000	90,000	150,000	
	経営革新計画部分	—	—	—	6,000	16,000	92,000	110,000	
⑥営業外費用	既存事業	3,302	3,860	3,594	3,500	3,500	3,500	3,500	
	経営革新計画部分	—	—	—	500	1,000	800	500	
⑦経常利益 (⑤-⑥)	既存事業	22,549	123,210	66,475	96,500	100,500	86,500	146,500	
	経営革新計画部分	—	—	—	5,500	15,000	91,200	109,500	
⑧人件費	既存事業	550,600	533,506	504,870	520,000	530,000	540,000	550,000	
	経営革新計画部分	—	—	—	12,000	32,000	33,000	34,000	
⑨設備投資額	既存事業	38,743	26,202	3,452					
	経営革新計画部分	—	—	—	160,000	25,000	40,000		
⑩運転資金	既存事業		10,000						
	経営革新計画部分	—	—	—	10,000				
普通償却額	既存事業	60,904	58,497	48,884	40,000	29,000	24,000	20,000	
	経営革新計画部分	—	—	—	35,000	40,000	45,000	50,000	
特別償却額	既存事業								
	経営革新計画部分	—	—	—					
⑪減価償却費	既存事業	60,904	58,497	48,884	40,000	29,000	24,000	20,000	
	経営革新計画部分	—	—	—	35,000	40,000	45,000	50,000	
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	既存事業	637,355	719,073	623,823	660,000	663,000	654,000	720,000	
	経営革新計画部分	—	—	—	53,000	88,000	170,000	194,000	
⑬従業員数	既存事業	123	115	115	115	115	115	115	
	経営革新計画部分	—	—	—	3	8	8	8	
⑭一人当たりの付 加価値額 (⑫÷⑬)	既存事業	5,182	6,253	5,425	5,739	5,765	5,686	6,260	
	経営革新計画部分	—	—	—	17,666	11,000	21,250	21,250	

(1) 売上高変化理由

売上高が変化する理由を記入してください

既存事業
※具体的に記入のこと。
経営革新計画部分
※具体的に記入のこと。

(2) 売上原価率変化理由

売上原価率が変化する理由を記入してください

既存事業
※具体的に記入のこと。
経営革新計画部分
※具体的に記入のこと。

※ 売上原価率 = 売上原価 ÷ 売上高

資金計画

経営革新計画を遂行するための資金計画を、次の区分で記入してください。

(単位:千円)

調達先	資金区分	調 達 額					
		1年後 (年月期)	2年後 (年月期)	3年後 (年月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)	
政府系金融機関からの借入	㈱日本政策金融公庫	設備資金	150,000	10,000			
	〇〇支店 中小企業事業	運転資金					
	㈱日本政策金融公庫	設備資金					
	〇〇支店 国民生活事業	運転資金					
民間金融機関からの借入	千葉銀行	設備資金					
		運転資金					
	京葉銀行	設備資金					
		運転資金					
	千葉興業銀行	設備資金					
		運転資金					
	㈱商工組合中央金庫 〇〇支店	設備資金					
		運転資金					
	〇〇〇銀行	設備資金			20,000		
		運転資金	10,000				
	設備資金						
	運転資金						
市町村の制度融資		設備資金					
		運転資金					
		設備資金					
		運転資金					
		設備資金					
		運転資金					
自己資金	増資						
	運転資金からの調達	10,000	15,000	20,000			
	()						
中小企業基盤整備機構からの借入							
中小企業投資育成株式会社の投資							
設備貸与制度							
その他	()						
	()						
	()						
合 計		170,000	25,000	40,000			

※ ()内には、調達先の具体的な名称をお書きください。

希望する支援策及び経営革新計画の公表について

【希望する支援策】

「経営革新計画」が承認された場合、活用を希望する支援策に印を付けてください。

(複数希望可)

- 1 県制度融資(挑戦資金)
- 2 政府系金融機関による低利融資
- 3 その他低利融資制度(商工中金)
- 4 中小企業信用保険法の特例
- 5 中小企業投資育成株式会社の特例
- 6 高度化融資制度
- 7 特許関係料金減免制度
- 8 販路開拓コーディネート事業
- 9 ちば中小企業元気づくり助成事業(市場開拓助成)
- 10 ちば中小企業元気づくり助成事業(新製品・新技術・特産品等開発助成)

【経営革新計画の公表】

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を外部(金融機関・新聞社等)へ公表可能かどうか、また、可能な場合は公表してよい範囲について、該当する項目に印を付けてください。

公表の可否	公表してよい範囲								
1 公表してもよい	<table border="0"> <tr> <td>1 企業(組合)名</td> <td>5 所在地</td> </tr> <tr> <td>2 代表者名</td> <td>6 電話番号</td> </tr> <tr> <td>3 資本金</td> <td>7 経営革新計画の内容(表題のみ)</td> </tr> <tr> <td>4 従業員数</td> <td>8 経営革新計画の内容(全部)</td> </tr> </table>	1 企業(組合)名	5 所在地	2 代表者名	6 電話番号	3 資本金	7 経営革新計画の内容(表題のみ)	4 従業員数	8 経営革新計画の内容(全部)
1 企業(組合)名	5 所在地								
2 代表者名	6 電話番号								
3 資本金	7 経営革新計画の内容(表題のみ)								
4 従業員数	8 経営革新計画の内容(全部)								
2 公表しては困る									

1. 記載要領

申請者は以下の要領に従って、経営革新計画の必要事項を記載すること。ただし、経営革新計画を共同で実施、作成する場合にあっては、別表3及び別表4については、参加する中小企業者毎に記載すること。

様式第1の申請者名は、共同で経営革新計画を作成する場合においては、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営革新計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載すること。

1 経営革新の目標

別表1の該当する欄に記載すること。

2 経営革新による経営の向上の程度を示す指標

別表1の該当する欄に記載すること。経営の向上の程度を示す指標は、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）又は一人当たりの付加価値額のいずれか及び経常利益（資金調達に係る財務活動に係る費用（支払利息、新株発行費等）を含み、本業との関連性の低いもの（有価証券売却益、賃料収入等）は含まない。）を用いること。付加価値額及び一人当たりの付加価値額並びに経常利益をそれぞれ記載すること。

(1) 人件費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出がでない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。

- ・ 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- ・ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・ 派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

(2) 減価償却費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこと。

- ・ 減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）
- ・ リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

(3) 一人当たりの付加価値額

- ・ 勤務時間によって人数を調整すること。
- ・ 従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとする必要がある。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要がある。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要がある。）

- ・ 伸び率の算出は、小数点以下第2位を四捨五入したものを記載すること。

3 経営革新の内容及び実施時期

別表1の「経営革新の内容及び既存事業との相違点」欄及び別表2に記載すること。経営革新の内容については、新事業活動の類型に則して、新たな取組の内容を具体的に記述すること。

なお、別表2の記載方法は次のとおりとする。

- (1) 番号は、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載すること。
- (2) 実施項目は、具体的な実施内容を記載すること。
- (3) 評価基準は、定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。
- (4) 評価頻度は、自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。
- (5) 実施時期は、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目第4四半期開始を示す。

4 経営革新計画及び資金計画（経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法）

別表3に記載すること。直近3年間の決算書から記入すること。創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。また、資金調達額については、計画期間のみ記載し、経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している者は、併せて別表4を記載すること。

5 組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金を賦課しようとする場合にあっては、その賦課の基準

別表5に記載すること。賦課の基準については、生産数量（金額）、従業員数、出資金等具体的に記載すること。

6 その他

- (1) 別表1の「申請者名・資本金・業種」欄の業種は、日本標準産業分類に基づく小分類を記載すること。「実施体制」欄は、自社の経営革新を大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先と連携内容について記載すること。

別表2の実績欄は経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はないが、計画の進捗に応じ以下のとおり記載すること。

実施状況：◎計画どおり実行できた ○ほぼ計画どおり実行できた △実行したが不十分だった ×ほとんど実行できなかった

効果 : ◎効果が十分上がった ○ほぼ予定の効果が得られた △少し効果があった
×ほとんど効果がなかった

対策 : 実施状況に応じて、追加対策を実施することとした場合は、追加した実施項目を別表2に記載すること。

(2) 計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について関係機関へ連絡を希望する場合には別表6により記載する。

(3) その他記載すべき事項があれば記載する。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2. 記入にあたっての留意点

上記、記入要領の他に、以下の点に留意して下さい。

1. 別表1について

実施体制は、大学・研究機関・企業等の名称・代表者・協力体制等を記入してください。
協力体制が計画の中心をなす場合には、参考となる資料を添付してください。

2. 別表2について

実施計画が書ききれない場合は、複数の用紙にわたって記載しても差し支えありません。

3. 別表3について

それぞれの項目の関係は以下の通りです。

- ① 売上高
- ② 売上原価
- ③ 売上総利益 = ①売上高 - ②売上原価
- ④ 販売費及び一般管理費
- ⑤ 営業利益 = ③売上総利益 - ④販売費及び一般管理費
- ⑥ 営業外費用 (支払利息、新株発行費用等)
- ⑦ 経常利益 = ⑤営業利益 - ⑥営業外費用
- ⑧ 人件費 (役員報酬、従業員給与、賞与及びその引当金、福利厚生費、退職金及びその引当金等)
- ⑨ 設備投資額
- ⑩ 運転資金
- ⑪ 減価償却費 (普通償却と特別償却に分けて記入、リース・レンタル費用を加算)
- ⑫ 付加価値額 = ⑤営業利益 + ⑧人件費 + ⑪減価償却費
- ⑬ 従業員数 (パート・季節労働者など、勤務時間による調整を行うこと)
- ⑭ 一人当たり付加価値額 = ⑫付加価値額 ÷ ⑬従業員数
- ⑮ 資金調達額 = ⑨設備投資額 + ⑩運転資金

4. 別表4について

設備投資・運転資金計画が書ききれない場合は、複数の用紙にわたって記載しても差し支えありません。

3. 計画実施主体ごとの申請書の書き方

事業実施主体の形態別に、申請書の書き方は以下の通りです。これ以外の場合については、窓口の担当者にお問い合わせ下さい。

1 単独の中小企業者が申請する場合

様式第1、別表1～4及び別表6、7に記入して下さい。(別表5記入の必要はありません。)

2 複数の中小企業者が共同で申請する場合

まず、代表会社(3者以内)を決定した上で、

○様式第1「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表会社の住所、名称、代表者の氏名を記入して下さい。なお、代表会社が複数ある場合は、連名にて申請書を記載して下さい。

○別表1、2、6、7については、共同申請書の分をとりまとめ、代表会社が記入して下さい。

また、別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」及び「一人当たりの付加価値額」については、共同申請書全体の指標を計算の上、別表1に記載して下さい。

○別表3、4については、各個別企業毎に記載して下さい。(別表5は記入の必要はありません。)

○別表3、4については、右肩に参加企業名を記入して下さい。

○なお、別途、企業名、所在地、代表社名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いいたします。

3 単一の組合で申請する場合

○様式第1「経営革新計画に係る承認申請書」には、組合の住所、名称、代表者の氏名を記入して下さい。

○別表1、2、5、6、7については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入して下さい。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」及び「一人当たりの付加価値額」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記載して下さい。

- 別表 3、4 については、参加する組合の構成員等毎に記載して下さい。
- 別表 3、4 については、右肩に、参加する組合の構成員等の企業名を記入して下さい。
- なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いいたします。

4 複数の組合が共同で申請する場合

まず、代表となる組合（3 組合以内）を決定した上で、

- 様式第 1 「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表組合の住所、名称、代表者の氏名を記入して下さい。代表組合が複数である場合は、連名にて申請書を記載して下さい。
- 別表 1、2、5、6、7 については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入して下さい。別表 1 の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」及び「一人当たりの付加価値額」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表 1 に記載して下さい。
- 別表 3、4 については、参加する組合及び組合の構成員等毎に記載して下さい。
- 別表 3、4 については、右肩に、参加する組合の構成員等の企業名を記入して下さい。
- なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いいたします。

中小企業新事業活動促進法に関するお問い合わせ先

(相談・申請窓口)

- ・千葉県商工労働部経営支援課 経営支援班
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎14階
電話：043-223-2712 FAX：043-227-4757
- ・関東経済産業局産業振興部中小企業課 計画係
〒330-9715 埼玉県さいたま市上落合2-1-11 さいたま新都心合同庁舎1号館
電話：048-600-0322 FAX：048-601-1294

(相談窓口)

- ・公益財団法人千葉県産業振興センター
経営支援部 総合支援室 (チャレンジ企業支援センター)
〒261-7123 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリフイースト23F
電話：043-299-2907 FAX：043-299-3411
- ・財団法人千葉市産業振興財団
〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball (きぼーる) 13階
電話：043-201-9501 FAX：043-201-9507
- ・千葉県商工会連合会
〒260-0013 千葉市中央区中央2-9-8 ジブラルタ生命ビル3階
電話：043-305-5222 FAX：043-222-5133
- ・千葉県中小企業団体中央会
〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3階
電話：043-306-3282 FAX：043-227-0566
- ・千葉商工会議所
〒260-0013 千葉市中央区中央2-5-1
電話：043-227-4103 FAX：043-227-4107
- ・市原商工会議所
〒290-0081 市原市五井中央西1-22-25
電話：0436-22-4305 FAX：0436-22-4356

※上記機関以外にも、お近くの商工会、商工会議所でも相談が受けられます。

(技術相談窓口)

- ・千葉県産業支援技術研究所
〒264-0017 千葉市若葉区加曾利町889
電話：043-231-4325 FAX：043-233-4861